

3 意思疎通支援

(1)手話通訳者・要約筆記者の派遣

音声語によるコミュニケーションが困難な聴覚障害者が日常生活上の相談、研修会・会議などで手話通訳や要約筆記が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

市町によって取組が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P109、111）
とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL.028-621-6208 FAX.028-627-6880

(2)盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

重度の盲ろう者（聴覚と視覚に重複した障害を有し、身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者）が、日常生活上の相談、コミュニケーションの支援及び社会生活上必要不可欠な外出をするとき適当な付き添いが得られない場合に、盲ろう者向け通訳・介助員の利用ができます。

□問合せ先 栃木盲ろう者友の会「ひばり」 TEL/FAX.028-621-0860

(3)失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症者（脳血管疾患等により、大脳の言語中枢を受けたことで、一度獲得された言語機能が障害された者。ただし、構音障害などの失語症以外の言語障害は対象となりません。）の自立と社会参加することを図るため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

□問合せ先 一般社団法人 栃木県言語聴覚士会 TEL/FAX.050-3588-4094
県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052

(4)情報機器の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、集団補聴装置（ヒアリンググループ）やOHP、プロジェクター等、聴覚障害者のための情報機器を貸し出しています。聴覚障害者やボランティアの方々が、無料でご利用になれます。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL.028-621-6208 FAX.028-627-6880

(5)字幕(手話)入りDVD・ビデオの貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは聴覚障害者等に対して、字幕(手話)入り DVD・ビデオの貸出を行っています。

- ・費用無料（ただし、返送料は自己負担です。）
- ・手続来所による利用登録が必要です。また、貸出しは来所、ファクシミリ等でお申込みください。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL.028-621-6208 FAX.028-627-6880

(6)点字ニュース即時提供システム

最新の新聞情報と福祉関係の情報の点訳版を視覚障害者（希望者）及び視覚障害者関係施設等に配布しています。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL.028-621-6208 FAX.028-627-6880

(7)パソコン教室の開催

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、視覚障害者又は聴覚障害者に対するパソコン教室を開催しています。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL.028-621-6208 FAX.028-627-6880

(8)点字図書・録音図書の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センター(点字図書館)では、視覚障害者に対して、点字図書、録音図書の貸出を行っています。

- ・点字図書・録音図書蔵書数〔令和8(2026)年3月末時点〕
(点字図書:12,061タイトル 録音図書:5,055タイトル デイジー図書:5,608タイトル)
- ・費用無料
- ・手続利用登録が必要となります。また、電話・来所等によるお申し込みとなります。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL.028-621-6208 FAX.028-627-6880

(9)図書の郵送貸出

栃木県立図書館では、県内に在住する身体障害者手帳を有する方で来館に支障のある方や、県内に在住する知的障害者で療育手帳を有する方のうち、障害の程度の記載欄に「A」と表示されている方を対象に図書の郵送貸出を行っています。

- ・貸出図書の冊数は10冊以内、貸出期間は30日以内です。
- ・郵送貸出の利用には登録手続が必要となります。登録には、住所・氏名等を記入いただいた申請書や身体障害者手帳又は療育手帳の写し等が必要となります。登録をご希望の際は、栃木県立図書館調査相談課までお問い合わせください。(代理人による申請可)
- ・返却の際に必要なもの(宛名・返送用切手)などは、貸出の際に同封されます。

□問合せ先 栃木県立図書館 調査相談課 TEL.028-622-5112 FAX.028-624-7855

(10)人材の養成

①点訳奉仕員

重度の視覚障害者のために印刷物を点訳する奉仕員で、県で202名〔令和8(2026)年4月時点〕が登録されていますが、市町で独自に活動されている方もいます。

点訳奉仕員になるためには、約80時間の講習を受けることが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052
(一社)栃木県視覚障害者福祉協会 TEL.028-625-4990
市福祉事務所又は町役場 (P109、111)、市町社会福祉協議会 (P112～113)

②朗読奉仕員

重度の視覚障害者のために本などを読んだり、声の図書を製作したりする奉仕員で、県で575名〔令和7(2025)年4月時点〕が登録されていますが、市町で独自に活動している方もいます。

朗読奉仕員になるためには、約60時間程度の講習を受けることが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052
(一社)栃木県視覚障害者福祉協会 TEL.028-625-4990
市福祉事務所又は町役場 (P109、111)、市町社会福祉協議会 (P112～113)

③手話通訳者・手話奉仕員

聴覚障害者とのコミュニケーション手段である手話を習得し、ボランティア活動等ができるのが手話奉仕員です。手話奉仕員になるためには「手話奉仕員養成講座」(約 80 時間、県内各市町で実施)を受ける必要があります。

また手話通訳者は、聴覚障害者等からの派遣依頼に応じて通訳業務にあたることができる方で、県では約 160 名が登録されています。手話通訳者になるためには手話奉仕員養成課程を修了した後、「手話通訳者養成講習会」(2 カ年、約 150 時間)を受け、その後、登録試験に合格することが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052
とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL.028-621-6208 FAX.028-627-6880
市福祉事務所又は町役場 (P109、111)、市町社会福祉協議会 (P112～113)

④要約筆記者

要約筆記者は、聴覚障害者等からの派遣依頼に応じて要約筆記業務にあたることができる方で、県では約 120 名が登録されています。要約筆記者になるためには、「要約筆記者養成講習会」(約 90 時間)を受け、その後、登録試験に合格することが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052
とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL.028-621-6208 FAX.028-627-6880
市福祉事務所又は町役場 (P109、111)、市町社会福祉協議会 (P112～113)

⑤盲ろう者向け通訳・介助員

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行っています。盲ろう者向け通訳・介助員になるためには、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」を修了することが必要です。

□問合せ先 栃木盲ろう者友の会「ひばり」 TEL/FAX.028-621-0860
県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052

⑥失語症者向け意思疎通支援者

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成を行っています。失語症者向け意思疎通支援者になるためには、「失語症者向け意思疎通支援者養成講座」を修了することが必要です。

□問合せ先 一般社団法人 栃木県言語聴覚士会 TEL/FAX.050-3588-4094
県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052

(11)遠隔手話通訳サービスの提供

聴覚障害者のコミュニケーション手段の充実を図るため、広域健康福祉センター5ヶ所及び障害福祉課では、合理的配慮の一環として遠隔手話通訳サービスを提供しています。

【利用できる施設】

障害福祉課、県西健康福祉センター、県東健康福祉センター、県南健康福祉センター、
県北健康福祉センター、安足健康福祉センター

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 TEL.028-623-3053 FAX.028-623-3052

(12) 栃木県障害者ICTサポートセンターの設置

とちぎ視聴覚障害者情報センターに「栃木県障害者ICTサポートセンター」を設置しています。
主に視覚と聴覚に障害がある方のICT利活用を支援するため、パソコンやスマートフォン等に関する各種相談等を行っています。

□問合せ先 TEL. 028-612-5213 FAX. 028-627-6880

メール ict@tochigikenshakyo.jp

※ 開館時間は、とちぎ視聴覚障害者情報センターに準じます。

県関係機関ガイドンス⑥

とちぎ視聴覚障害者情報センター

とちぎ福祉プラザ内に設置されている「とちぎ視聴覚障害者情報センター」は、視聴覚障害者等の自立と社会参加を推進するために、各種の情報提供及びコミュニケーションの支援を総合的に実施しています。

□とちぎ視聴覚障害者情報センター

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 (とちぎ福祉プラザ内)

TEL. 028-621-6208 FAX. 028-627-6880

開館時間 9:00～17:00

休館日 日曜日、国民の祝日(土曜日を除く)、年末年始



4 行政情報のアクセシビリティ

(1) 投票参加

① 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があつて選挙の投票に行けない方は、郵便等による不在者投票が認められています。あらかじめ、お住まいの市町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付を申請する必要があります。

○対象者(次の要件のいずれかに該当する方)

ア. 身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級であると記載されている方

イ. 身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級であると記載されている方

ウ. 身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級のいずれかであると記載されている方

エ. 身体障害者手帳の交付を受けている方で、上記「ア.」から「ウ.」の両下肢等の障害の程度が、上記「ア.」から「ウ.」の障害の程度に該当すると知事又は宇都宮市長が書面により証明した方

オ. 介護保険法に規定する要介護者で被保険者証の区分が要介護5として記載されている方

※ 郵便等による不在者投票の対象者(上記要件該当の方)で、かつ次の要件のいずれかに該当する方は代理記載(あらかじめお住まいの市町選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する者に、投票に関する記載をさせること)が認められます。

ア. 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方

イ. 身体障害者手帳の交付を受けている方で、上肢又は視覚の障害の程度が1級に該当すると知事又は宇都宮市長が書面により証明した方

②点字による投票

視覚障害者の方で、点字によって投票をしようとする場合には、投票所において、その旨を申し立ててください。各投票所において、点字器等点字投票に必要な機材を用意しています。

③投票方法等の周知

立候補者の氏名や政見等について、点字や音声 CD 等を作成し、市町や(一社)栃木県視覚障害者福祉協会等に配布しています。

ア. 候補者名簿

投票所及び期日前投票所は、点字による「候補者名簿」を備えていますので、受付において、ご覧いただけます。

イ. 投票方法等のお知らせ

点字により投票日及び投票方法等を記載したパンフレットを作成しています。

ウ. 選挙公報

選挙公報(点字版・音声版)を作成しています。

(2)緊急通報

①110 番 アプリシステム

○概要

110 番アプリシステムは、主に聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等から、アプリにアクセスして、事件事故など必要事項を入力すれば、国内どこからでも、チャット式で最寄りの警察本部に通報することができる仕組みです。

○利用方法

iPhone は App Store から、Android は Google Play で「110 番アプリ」と検索し、アプリをダウンロードします。アプリを起動し、通報者情報を事前に登録して、利用できます。

現場の状況を撮影し、画像を送信することもできますが、動画は送信できません。

※ 警察庁ホームページリンク「110 番アプリシステムについて」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>

②Net119 緊急通報システム

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が、困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」、「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報がつながり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

【県内 Net119 緊急通報システム導入状況】

消防本部（局）名	導入状況	代替手段
宇都宮市消防局	○	メール・FAX
足利市消防本部	○	メール・FAX
栃木市消防本部	○	メール・FAX
佐野市消防本部	○	FAX
鹿沼市消防本部	○	メール
日光市消防本部	○	－
小山市消防本部	○	FAX
石橋地区消防組合	○	FAX
芳賀地区広域消防事務組合	○	FAX
南那須地区広域行政事務組合	○	FAX
塩谷地区広域行政組合消防本部	○	FAX
那須地区消防本部	○	FAX

※ 代替手段のメールアドレス、FAX番号についてはお住まいの地域の消防本部（局）へご確認ください。